

定款変更認証申請に係る縦覧書類

(令和7年度)

1 申請年月日

令和8年2月26日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふくろうの家

3 代表者の氏名

長谷川 雄一

4 主たる事務所の所在地

津市美里町家所2442番地2

5 定款記載の目的

この法人は、心身障害児・者に対して、地域社会の中で文化、芸術及びスポーツを通して、良好な日常生活が送れるよう在宅支援をし、また、学童に対しては、学校週5日制にともなう豊かな余暇活動の指導に関する事業を行い、もって地域福祉や、子供の健全育成及び地域住民の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和8年2月26日 ～ 令和8年3月12日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ふくろうの家と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を三重県津市美里町家所 2442 番地 2 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、心身障害児・者に対して、地域社会の中で文化芸術及びスポーツを通して、良好な日常生活が送れるよう在宅支援をし、また、学童に対しては、学校週5日制にともなう豊かな余暇活動の指導に関する事業を行い、もって地域福祉や、子どもの健全育成及び地域住民の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ④子どもの健全育成を図る活動
- ⑤情報化社会の発展を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 余暇利用活動事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (3) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

第2章 社員

(社員)

第6条 この法人の社員は、第3条の目的に賛同して入社した個人とする。

(入社)

第7条 社員になろうとするものは、入社届けを理事長に提出すると共に、入社金及び社費を納入しなければならない。

- 2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入社金及び社費)

第8条 社員は、社員総会で別に定める入社金及び社費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 社費を引き続き2年以上滞納したとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。

(退社)

第 10 条 社員は、退社届けを理事長に提出して、任意に退社することができる。

(除名)

第 11 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において出席社員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その社員を除名することができる。この場合には、この法人は、その社員総会の開催の 7 日前までにその社員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款または規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入社金、社費及びその他の抛出金品は返還しない。

(届出)

第 13 条 社員は、その氏名もしくは住所に変更があったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

第 3 章 役員

(役員の種類及び定数)

第 14 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 15 人以下。

(2) 監事 1 人以上 3 人以下。

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任)

第 15 条 理事及び監事は、総会において社員のうちから選任する。

2 理事は互選により、理事長、副理事長を選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 監事は、互いに親族、同業者その他特別の利害関係のあるものであってはならない。

(役員職務)

第 16 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があったときには、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、特定非営利活動促進法第 18 条に規定する職務を行う。

(役員任期等)

第 17 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(任期満了または辞任の場合)

第 18 条 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において出席社員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、この法人は、その社員総会の開催の 7 日前までにその役員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 20 条 役員には、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で、社員総会で別に定める規定に基づき、報酬を支払うことができる。

- 2 役員には職務上生じた費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 社員総会

(社員総会の種別)

第 21 条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とする。

(社員総会の構成)

第 22 条 社員総会は、社員をもって構成する。

(社員総会の機能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く、第 49 条において同じ）
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

第 24 条 通常社員総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 社員現在数の 5 分の 1 以上または監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (3) 特定非営利活動促進法第 18 条第 4 号により監事が招集したとき。

(社員総会の招集)

第 25 条 社員総会は、前条第 2 項第 3 号に規定する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 前条第2項第2号の規定により請求があったときは、理事長はその請求があった日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第26条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席社員の中から選出する。

(社員総会の議決方法等)

第27条 社員総会は、社員現在数の3分の1の出席がなければ開会することができない。

- 2 社員は、社員総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 社員総会の議決は、この定款に規定するものの他、出席社員の表決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面または代理人表決)

第28条 やむを得ない理由により、社員総会に出席できない社員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の社員を代理人として表決権を行使することができる。

- 2 前項の場合における前条第1項の規定の適用については、その社員は出席したものと見なす。
- 3 理事又は社員が、総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 社員総会の議決については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席社員のうちからその社員総会において選任された議事録署名2人以上が署名捺印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 社員の現在員数、出席者数及び出席者の氏名（書面表決及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、事務所に備え付けておかななければならない。
- 4 前2項の規定に関わらず、正会員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号に掲げる事項の提案をしたものの氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない業務に関する事項

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が必要と認めるとき招集する。

- 2 理事長は、理事会現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(規定の準用)

第34条 理事会には、第27条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「社員総会」及び「社員」とあるのは、それぞれ「理事会」および「理事」と読み替えるものとする。

第6章 顧問

(顧問)

第35条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問に関する事項は、社員総会の議決を経て理事長が別に定める。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入社金、社費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業にともなう収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従っておこなうものとする。

(繰越金)

第40条 毎事業年度の活動計算書における収支差額については、翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第41条 この法人は、事業に要する経費の支弁にあてるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として借入金の借入れを行うことができる。

(事業計画及び活動予算)

第42条 この法人事業計画およびこれにともなう予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、社員総会において出席社員の過半数の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が決定しないときは、理事長は、直近に開催される社員総会において予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、毎年度の予算に準じて収入および支出をすることができる。

3 前項の収入および支出は、当該年度の予算が直近開催される社員総会において決定したときは執行するものとし、当該収入および支出があるときは、これを当該年度の予算に基づいてなしたものと見なす。

(監査など)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後遅滞なく、次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 活動計算書

(3) 貸借対照表

(4) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して社員総会に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項の書類および前項の監査報告書について、社員総会の承認を得た後、その写しを事務所に備え付けて、社員その他の利害関係人に閲覧させなければならない。

(事業報告等の提出)

第44条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告等を所轄庁に提出しなければならない。

第8章 事業局

(事業局および常勤職員)

第45条 この法人の事業を促進し事務を処理するため、事業局を置く。

2 事業局および常勤職員に関する事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類および帳簿の備え付け)

第46条 この法人は、主たる事務所に特定非営利活動促進法第28条に定める書類および帳簿を備え置かなければならない。

第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項に該当する

場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散するときには、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、特定非営利活動法人、民法第 34 条の規定により設立された法人、または社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において、社員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の承認を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(広告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、この法人に掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 11 章 雑則

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 村林靖

副理事長 関井英志

理事 奥田公一

理事 関井恵子

理事 長谷川雄一

理事	長谷川常子
理事	村林雅子
監事	増井公生
監事	杉平庄一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 12 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 36 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 12 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - (1) 入社金 2. 0 0 0 円
 - (2) 年社費 3. 0 0 0 円

これは当法人の定款である。

理事長 長谷川 雄一

令和8年事業計画書

(令和8年1月1日～令和8年12月31日)

特定非営利活動法人ふくろうの家

1 事業実施方針

- ・障がい児者の自立に向けたサービスを提供し質の高い生活が営めるよう支援する。
- ・青少年の健全な育成に寄与し、将来の豊かな生活基盤になるよう支援する。
- ・余暇利用活動を通して、地域住民の相互理解を深め、健康で明るい生活が送れるように支援する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	備考
余暇利用活動事業	陶芸、祭り、交流会	毎週火	ふくろうの家(陶酔庵)	職員1名	近隣住民 延べ200人	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	日中一時支援事業 生活介護 共同生活介護	土曜日(1, 3)月～金 実施日250日 月～土 実施日300日	アトリエ ふくろうの家 ふくろうの里	職員1名 職員5人 職員5人	延べ200人 利用延べ人数800人 利用延べ人数1,100人	
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	障害児発達支援 放課後等サービス	月～金 実施日220日 月～金220日	ふくろうの家	職員11人	延べ 1,340人	

令和9年事業計画書

(令和9年1月1日～令和9年12月31日)

特定非営利活動法人ふくろうの家

1 事業実施方

- ・障がい児者の自立に向けたサービスを提供し質の高い生活が営めるよう支援する。
- ・青少年の健全な育成に寄与し、将来の豊かな生活基盤になるよう支援する。
- ・余暇利用活動を通して、地域住民の相互理解を深め、健康で明るい生活が送れるように支援する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	備考
余暇利用活動事業	陶芸、祭り、交流会	毎週火	ふくろうの家(陶酔庵)	職員1名	近隣住民 0	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	日中一時支援事業 生活介護	土曜日(1, 3) 月～金 実施日250日	アトリエ ふくろうの家	職員1名 職員5人	延べ210人 利用延べ人数820人	
	共同生活介護	月～土 実施日300日	ふくろうの里	職員5人	利用延べ人数1,100人	
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	障害児発達支援 放課後等デイサービス	月～金 実施日220日 月～金220日	ふくろうの家	職員11人	延べ 1,400人	

令和 8 年度 活 動 予 算 書

特定非営利活動法人 ふくろうの家

[税込] (単位: 円)
自 令和8年 1月 1日 至 令和8年12月31日

【経常収益】		
【受取寄付金】		
受取寄付金	13,000	
その他補助	(13,000)	
ボランティア受入評価益	462,000	475,000
【受取助成金等】		
受取助成金	480,000	
特定障害者特別給付	(480,000)	
受取補助金	400,000	
三重県子供福祉部	(340,000)	
物価高騰支援補助金	(60,000)	
その他補助	(0)	880,000
【事業収益】		
介護報酬収益	23,750,000	
共同生活援助	(6,800,000)	
日中一時支援給付費	(950,000)	
生活介護	(15,500,000)	
津市強度障害	(500,000)	
障害児通所・入所給付費	25,600,000	
放課後等デイサービス	(25,500,000)	
児童発達支援	(100,000)	
利用者負担金収益	6,773,000	
生活費等利用料収入	(520,000)	
家賃収入	(1,584,000)	
昼食代	(400,000)	
食事代 (里)	(824,000)	
昼食代 (こぶくろ児童)	(170,000)	
昼食代 (こぶくろ生活)	(340,000)	
送迎費	(800,000)	
里施設整備費	(240,000)	
里実費負担金	(385,000)	
里生活費 (日用品費)	(480,000)	
里生活費 (水道光熱費)	(960,000)	
里生活負担金	(70,000)	
余暇活動事業収益	25,000	
教室	(0)	
バザー	(0)	
施設使用料	(25,000)	
バザー収益	220,000	56,368,000
【その他収益】		
受取 利息	10,000	
雑 収 益	10,000	20,000
経常収益 計		57,743,000
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
給料 手当(事業)	35,500,000	
専門職員給料	(31,600,000)	
賞与・期末手当	(3,900,000)	
ボランティア評価費用	462,000	
アルバイト給料(事業)	1,780,000	
専門職員給料	(1,780,000)	
法定福利費(事業)	4,360,000	
社会保険料	(3,900,000)	
労働保険料	(460,000)	
人件費計	42,102,000	
(その他経費)		

令和 8 年度 活 動 予 算 書

【税込】(単位：円)

特定非営利活動法人 ふくろうの家

自 令和8年 1月 1日 至 令和8年12月31日

売上 原価	1,550,000	
バザー経費	39,000	
活動諸経費 (事業)	270,000	
おやつ代	(140,000)	
玩具等	(10,000)	
お菓子材料	(10,000)	
行事等費用	(10,000)	
里利用者生活費	(100,000)	
業務委託費	650,000	
車 両 費 (事業)	450,000	
車両燃料費 (事業)	360,000	
備品消耗品費 (事業)	420,000	
修 繕 費 (事業)	50,000	
リース料 (事業)	76,000	
減価償却費 (事業)	4,660,000	
保 険 料 (事業)	550,000	
諸 会 費 (事業)	18,000	
租税 公課 (事業)	170,000	
研 修 費 (事業)	200,000	
支払手数料 (事業)	20,000	
支払 利息 (事業)	56,000	
その他経費計	9,539,000	
事業費 計		51,641,000
【管理費】		
(人件費)		
福利厚生費	35,000	
人件費計	35,000	
(その他経費)		
車両燃料費	35,000	
通信運搬費	228,000	
電話代	(35,000)	
切手代はがき	(3,000)	
送料	(7,000)	
インターネット費用	(130,000)	
ケーブルテレビ	(53,000)	
事務用消耗品費	76,000	
備品消耗品費	32,000	
修 繕 費	320,000	
水道光熱費	1,490,000	
電気代	(860,000)	
ガス代	(350,000)	
上下水道料	(280,000)	
接待交際費	30,000	
租税 公課	2,000	
支払手数料	46,000	
振込手数料	(46,000)	
カード発行手数料	(0)	
支払 利息	120,000	
その他経費計	2,379,000	
管理費 計		2,414,000
經常費用 計		54,055,000
当期經常増減額		3,688,000
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		3,688,000

令和 8 年度 活 動 予 算 書

特定非営利活動法人 ふくろうの家	自 令和8年 1月 1日 至 令和8年12月31日	[税込] (単位:円)
当期正味財産増減額		3,688,000
前期繰越正味財産額		53,374,765
次期繰越正味財産額		<u>57,062,765</u>

【活動計算書の注記】
ボランティア受入評価益は放課後等ディサービス、日中一時支援の支援員報酬評価額です。

令和 9 年度 活 動 予 算 書

〔税込〕(単位:円)

特定非営利活動法人 ふくろうの家

自 令和9年 1月 1日 至 令和9年12月31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金	13,000	
その他補助	(13,000)	
ボランティア受入評価益	462,000	475,000

【受取助成金等】

受取助成金	480,000	
特定障害者特別給付	(480,000)	
受取補助金	400,000	
三重県子供福祉部	(340,000)	
物価高騰支援補助金	(60,000)	
その他補助	(0)	880,000

【事業収益】

介護報酬収益	23,750,000	
共同生活援助	(6,800,000)	
日中一時支援給付費	(950,000)	
生活介護	(15,500,000)	
津市強度障害	(500,000)	
障害児通所・入所給付費	26,100,000	
放課後等デイサービス	(25,500,000)	
児童発達支援	(600,000)	
利用者負担金収益	6,773,000	
生活費等利用料収入	(520,000)	
家賃収入	(1,584,000)	
昼食代	(400,000)	
食事代(里)	(824,000)	
昼食代(こぶくろ児童)	(170,000)	
昼食代(こぶくろ生活)	(340,000)	
送迎費	(800,000)	
里施設整備費	(240,000)	
里実費負担金	(385,000)	
里生活費(日用品費)	(480,000)	
里生活費(水道光熱費)	(960,000)	
里生活負担金	(70,000)	
余暇活動事業収益	25,000	
教室	(0)	
バザー	(0)	
施設使用料	(25,000)	
バザー収益	220,000	56,868,000

【その他収益】

受取 利息	10,000	
雑 収 益	10,000	20,000

経常収益 計

58,243,000

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業)	36,000,000	
専門職員給料	(32,000,000)	
賞与・期末手当	(4,000,000)	
ボランティア評価費用	462,000	
アルバイト給料(事業)	1,800,000	
専門職員給料	(1,800,000)	
法定福利費(事業)	4,470,000	
社会保険料	(4,000,000)	
労働保険料	(470,000)	
人件費計	42,732,000	

(その他経費)

令和 9 年度 活 動 予 算 書

【税込】(単位:円)

特定非営利活動法人 ふくろうの家

自 令和9年 1月 1日 至 令和9年12月31日

売上 原価	1,650,000	
バザー経費	39,000	
活動諸経費 (事業)	280,000	
おやつ代	(150,000)	
玩具等	(10,000)	
お菓子材料	(10,000)	
行事等費用	(10,000)	
里利用者生活費	(100,000)	
業務委託費	650,000	
車 両 費 (事業)	450,000	
車両燃料費 (事業)	360,000	
備品消耗品費 (事業)	420,000	
修 繕 費 (事業)	50,000	
リース料 (事業)	76,000	
減価償却費 (事業)	4,660,000	
保 険 料 (事業)	550,000	
諸 会 費 (事業)	18,000	
租税 公課 (事業)	170,000	
研 修 費 (事業)	200,000	
支払手数料 (事業)	20,000	
支払 利息 (事業)	56,000	
<u>その他経費計</u>	<u>9,649,000</u>	
事業費 計		52,381,000
【管理費】		
(人件費)		
福利厚生費	35,000	
人件費計	<u>35,000</u>	
(その他経費)		
車両燃料費	35,000	
通信運搬費	230,000	
電話代	(37,000)	
切手代はがき	(3,000)	
送料	(7,000)	
インターネット費用	(130,000)	
ケーブルテレビ	(53,000)	
事務用消耗品費	77,000	
備品消耗品費	33,000	
修 繕 費	320,000	
水道光熱費	1,520,000	
電気代	(870,000)	
ガス代	(360,000)	
上下水道料	(290,000)	
接待交際費	30,000	
租税 公課	2,000	
支払手数料	46,000	
振込手数料	(46,000)	
カード発行手数料	(0)	
支払 利息	120,000	
<u>その他経費計</u>	<u>2,413,000</u>	
管理費 計		2,448,000
<u>経常費用 計</u>		<u>54,829,000</u>
当期経常増減額		<u>3,414,000</u>
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
<u>税引前当期正味財産増減額</u>		<u>3,414,000</u>

令和 9 年度 活 動 予 算 書

特定非営利活動法人 ふくろうの家	自 令和9年 1月 1日 至 令和9年12月31日	【税込】(単位：円)
当期正味財産増減額		3,414,000
前期繰越正味財産額		57,062,765
次期繰越正味財産額		<u>60,476,765</u>

【活動計算書の注記】
ボランティア受入評価益は放課後等ディサービス、日中一時支援の支援員報酬評価額です。